

令和3年1月14日

緊急事態宣言の対象区域指定に伴う営業時間短縮の要請に関する
情報提供について

福岡県より、緊急事態宣言に関する措置の連絡が来ています（令和3年1月14日12時現在情報）。

措置を講ずる期間は1月14日（木）0時から2月7日（日）24時までとなっております。

この決定にあたり、福岡県における支援策として、対象の事業を営む事業者に対し、協力金を支給することとなっておりますが、受給するためには感染防止宣言ステッカーの掲示が必要となります。

現在発信されている情報は以下の通りとなります。

記

対象業種：飲食店、喫茶店、遊興施設（バー、カラオケボックスなど）のうち
食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている飲食店

※宅配やテイクアウトサービス、ネットカフェなど宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合は対象外

要請内容：営業時間の短縮（朝5時から夜20時まで）

※酒類の提供時間は11時から19時まで

要請期間：1月16日（土）0時から2月7日（日）24時まで

県HPリンク：

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19emergency-details.html>

※協力金の内容については県から改めて発表があると思いますが、現段階では詳細は出ておりません。ただし、「感染防止宣言ステッカー」の掲示は条件となることが見込まれており、県は速やかに申請されることをお願いしております。